

夢を実現する第一歩のために

2018年1月号

ミツヒロニュース



新年おめでとうございます。

今年は、明と暗がはっきりする年だと言われています。目先の利益に目を奪われて行動を取ってしまうと、後で問題が発生してしまいます。

ぜひ、今年は信用を失わないように、地に足をつけて歩んでください。本年も宜しくお願い致します。

光廣 昌史

税制改正大綱、発表！

今月のトピックス

- ◇税制改正大綱、発表！
- ◇税務調査の基礎知識(55)
「消費税調査、ターゲットは不正還付」
- ◇確定申告にあたり
- ◇新春のご挨拶



謹んで新春のお慶びを申し上げます 平成30年 元旦

自民党と公明党は12月14日、平成30年度税制改正大綱を決定しました。

法人課税関係では、生産性革命集中投資期間3年間の時限措置として賃上げ・生産性向上のための税制を創設、増益なのに賃上げや設備投資を行わない大企業には研究開発税制などを認めない「アメとムチ」を使い分ける政策を導入します。

中小企業向けには、平成30年度から10年間の特例として経営者の保有株式の全てを相続税又は贈与税の全額について納税猶予の対象とするなど事業承継税制を抜本的に見直すこととなりました。

所得課税関係では、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げる形で振り替える見直しを平成32年分以後の所得税から適用されます。

高所得者は控除の削減幅を上乗せされます。会社員や高齢者の大半は今と負担が変わりませんが、子どもや介護が必要な家族がいない年収850万円超の会社員や、年金以外で一千万円超の所得がある高齢者らは増税となります。

資産課税関係では、一般社団法人等を利用した相続税の節税策の封鎖や小規模宅地等の特例の適正化が盛り込まれています。

二つの新税を創設し、日本人か訪日外国人かを問わず出国時に課税する「国際観光旅客税」を平成31年1月に導入。恒久的な国税創設は平成4年の地価税以来となります。森林整備に充てるため、年千円を住民税に上乗せして徴収する「森林環境税」も平成36年度に導入します。

たばこは、紙巻きの税額を平成30年10月から3回に分けて1円ずつ上げます。加熱式も段階的に増税し、税額を紙巻きの7~9割程度まで上げます。

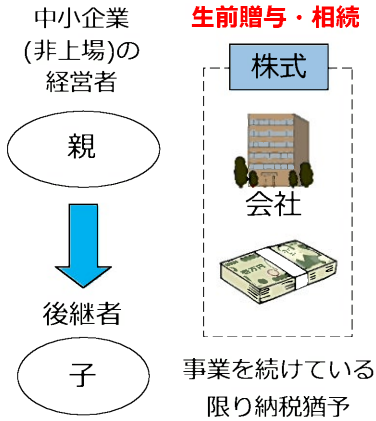
(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

I. 事業承継税制の特例について

今後 10 年間の贈与・相続に対する特例として、代替わりを促進。



入口の要件の抜本緩和

総株式の最大 3 分の 2 が対象

猶予割合 80%

承継後 5 年間平均 8 割の
雇用維持が必要

経営者が保有する
全株式が対象

猶予割合 100%

雇用要件は弾力化

5 年後に平均 8 割を満たせず、かつ、経営悪化している場合等について認定支援機関の指導助言

承継後の負担の抜本軽減

経営環境変化に対応した減免制度

会社を譲渡 (M & A など) ・ 解散した場合には、その時点の株式価値で税額を再計算して差額を減免。

承継パターンの拡大

- ・ 複数人⇒1 人への承継
- ・ 1 人⇒最大 3 人への承継
- についても事業承継税制の対象とする
- ・ 親族外の後継者について
- ・ 相続時精算課税の対象とする

5 年以内の承継計画の届出 ⇒ 10 年以内の贈与・相続が対象

- ・ 経営者が作成
- ・ 後継者指名や経営見通し等
- ・ 金融機関その他の認定支援機関の指導助言

その後の猶予期間も含めて
本特例が適用される

II. 小規模宅地の特例の見直し (案)

- 小規模宅地の特例は、被相続人等の居住又は事業の用に供されていた宅地について、相続税の課税価格を減額する特例。居住用宅地△80% (限度面積 330 m²)、事業用宅地△80% (限度面積 400 m²)、貸付事業用宅地△50% (限度面積 200 m²)
- 居住又は事業の継続への配慮という政策目的に沿ったものとなっていない使われ方があるという指摘を踏まえ、次の見直しを行うこととします。

○居住用宅地 (持ち家に居住していない者) の見直し案

制度の内容

80%軽減

相続人
居住

○貸付事業用宅地の見直し案

制度の内容

貸付事業用宅地
50%軽減

【要件】

- (被相続人等) その土地で貸付事業をしていたこと
- (相続人) 貸付事業をしていること

問題点

80%軽減

持ち家

売却

賃貸

親族など

問題点

50%軽減

一時的に現金を不動産に
換え、特例を適用して相続
税負担を軽減

※貸付用不動産は、居住用不動産や事業用不動産に比して制約が少ないことから、購入しやすく売却もしやすい。

見直し案

- 自己、自己の配偶者に加え、3 親等内の親族、関係する同族会社・一般社団法人等の所有する家屋に 3 年以内に居住していた者を除外
- 相続開始時に居住していた家屋を (相続前に) 所有していた者を除外

見直し

- 相続開始前 3 年以内に貸付けを開始した不動産については、小規模宅地の特例の対象から除外 (ただし、事業的規模で貸付けを行っている場合を除く)

※平成 30 年 4 月 1 日以後の相続に適用

※平成 30 年 4 月 1 日以後の相続に適用 (同日前に賃貸を開始した不動産を除く。)(次頁へつづく)

Ⅲ. 各税目別の主なポイント

区分	主な平成 30 年度 税制改正	
資産税	事業承継税制の見直し	平成 30 年 1 月から事業承継税制の適用対象者を拡充
	小規模宅地等の特例の見直し	平成 30 年 4 月の相続から小規模宅地等の特例の適用を厳格化
	一般社団法人等を利用した租税回避防止策	同族関係者が役員を過半を占めている一般社団法人等は、その同族役員が死亡した場合、同族役員の数で等分した当該法人の財産を対象に一般社団法人に相続税を課す
	土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置の創設	相続により土地の所有権を取得した者が当該土地の所有権の移転登記を受けずに死亡し、その者の相続人等が、その死亡した者を登記名義人とするために受ける当該移転登記に対する登録免許税を免税とする。
	農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	一定の貸付けがされた生産緑地についても相続税の納税猶予を適用する。また、三大都市圏の特定市以外の地域内の生産緑地について、営農継続要件を現行の 20 年から終身とする。
固定資産税	新規に導入する機器にかかる税率を 0.7% からゼロに	
所得税	給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の見直し	平成 30 年 1 月から給与所得控除、公的年金等控除を 10 万円減額。基礎控除は 10 万円増額。合計所得金額が 2,400 万円超で控除額が逡減し、2,500 万円を超えると基礎控除の適用はできないこととする。
	給与所得控除の上限設定	平成 32 年から給与所得控除の上限を 195 万円に設定
	寡婦控除	夫(妻)と死別・離婚して子育てをする人の所得税を軽減する制度。対象に未婚の母(父)を加えるかを平成 31 年度改正で検討。
	青色申告特別控除の見直し	青色申告特別控除の控除額を 55 万円(現行:65 万円)に引き下げる。ただし、電子帳簿保存または e-Tax で電子申告を行う場合は控除額を 65 万円とする。
	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長する。 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長する。
	生命保険料控除等に係る年末調整手続の電子化	年末調整関係書類(生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書、住宅ローンの年末残高証明書)を電子提出の対象とする。
法人税 地方税	設備投資に係る固定資産税の減免措置	臨時措置法の施行日から一定の設備投資の固定資産税を 3 年間最大でゼロ
	所得拡大促進税制の見直し	平成 30 年 4 月 1 日開始事業年度から一定の設備投資などで税額控除率を上乗せ
	情報連携投資等の促進に係る税制の創設	臨時措置法の施行日から同法の計画の認定を受けた設備投資に税額控除等
	接待交際費課税の特例	中小企業は 800 万円まで全額を損金算入できる特例を延長する
	法人税の軽減税率	年 800 万円以下の所得にかかる税率 15% を維持
	地方拠点強化税制	新たに大阪府や愛知県、兵庫県など 4 府県の中心部などに本社機能に移した企業も優遇対象に
	一般社団法人の特例	理事を親族が継ぐなどとしているケースのうち、課税逃れと判断される場合は非課税対象から外す
消費税	長期割賦販売等の延払基準の廃止	消費税における長期割賦販売等に該当する資産の譲渡等について延払基準により資産の譲渡等の対価の額を計算する選択制度を廃止する。ファイナンス・リース取引については現行どおりとする。
その他	PE 関連規定の見直し	平成 31 年 1 月から P E (恒久的施設) の対象を拡大
	森林環境税の導入	平成 36 年度から個人住民税均等割を年額 1,000 円上乗せ
	国際観光旅客税	平成 31 年 1 月 7 日から出国 1 回につき 1,000 円徴収
	グリーン投資減税	適用期限(平成 30 年 3 月 31 日)の到来をもって廃止
	収益の認識等	「返品調整引当金制度」の廃止等(一定の経過措置あり)。



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 56. 「消費税調査、ターゲットは不正還付」

国税庁が 2016 年 7 月～17 年 6 月に実施した法人税関係の実地調査の件数は、法人税で 9 万 7 千件、消費税で 9 万 3 千件と、ともに前年から微増しました。受け取った消費税より支払った消費税が多いとして還付申告した法人のうち、不正に還付申告したと調査で認定された法人への追徴税額は 128 億円に上り、前年から一気に 4 倍に増加しています。国税庁では消費税還付の不正への対応を主要な取り組みとして挙げていて、今後の消費税の還付申告は税務調査のターゲットとなりそうです。

国税庁の資料によれば、法人税、消費税、源泉所得税のそれぞれで、前年より実地調査件数、非違件数がわずかに増えています。そのなかでも特に目立つのが消費税で、実地調査件数は 3.4% 増にとどまる一方で、不正による追徴税額は前年から 138 億円増えて一気に 90% の増加率を示しました。

この背景にあるのが、消費税の不正還付です。最新の 2016 事務年度（2016 年 7 月～2017 年 6 月）のデータを見ると、消費税還付を申告した法人に対する実地調査の件数は、前年に比べて 9.1% マイナスとむしろ減っています。にもかかわらず、不正計算による還付への追徴税額をみると、前年の 30 億円から一気に 4 倍増となり、128 億円となりました。非違件数は前年から減っていることから、不正還付 1 件当たりが、大型化、していることとなります。

関与先 各位

確定申告にあたり

確定申告が到来します。申告に早めに取り掛かれるよう、以下の書類ならびに事業所得・不動産所得のある方は帳簿・領収書等をご準備ください。詳細は改めてご案内しますので、ご協力をお願い致します。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本） ● 私的年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
- 医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など

※譲渡・贈与のある方は至急ご連絡ください。

※還付申告の方は 2 月 15 日以前でも申告書を提出することが可能です。



参考文献： ■日本経済新聞 ■中国新聞 ■税のしるべ第 3296 号 ■税務通信 ■納税通信第 3503 号



新春のご挨拶

弊社スタッフを代表して、副所長 中山昌実 ならびに取締役 中野一弘 より新春のご挨拶を申し上げます。



明けましておめでとうございます。

今年も経済優先(経済産業省指導)の政策が続きます。個人に厳しく法人に優しい税制の色が強くなりました。高額所得者のみならず中堅サラリーマンにも消費税UPに加えて所得税増税の波が来しました。税制は複雑化しており、知らないと損をすることとなります。今年もミツヒロニュースを通じて情報発信して参ります。本年も宜しくお願い致します。

副所長 中山 昌実

謹んで初春のお慶びを申し上げます。

旧年中のご厚情に深く感謝申し上げます。昨年は近隣に於ける軍事紛争を筆頭に経済問題以外に危機感が高まった年でした。皆様におかれましては、迎えた 2018 年が平穏な一年であることを祈念致します。本年も弊社並びにスタッフ一同をご愛顧頂きますようお願い申し上げます。

取締役 中野 一弘



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中!

